

基本 目標	基本 施策	現状と課題	施策の方向性	具体的な取り組み
<b>1：人と人がつながる地域づくり</b>				
<b>1-1 地域住民等が集う拠点づくり</b>				
		<p>(前略)今後、地域のつながりがさらに薄れていくことのほか、地域に暮らす外国人が地域住民等と交流ができずに孤立してしまうことが懸念されています。</p> <p>(中略)そのため、<b>住民が主体となり、地域の中に誰もが気軽に集うことのできる拠点を創り出す</b>とともに、活動場所を確保することが大切になります。</p>	<p>地域住民等が主体となり、町会館ではサロン活動や会食会、お寺では子ども食堂や誰もが楽しめる催しなど、<b>人の集うことができる拠点づくりの取組</b>が始まっている地域があるほか、(中略)このような地域福祉活動は、<b>気兼ねなく誰もが気軽に立ち寄れる重要な交流の拠点</b>となっているため、これらの拠点づくりを促進するとともに、活動場所として地域にある既存施設の活用を推進を図ります。</p>	<p>○<b>拠点づくりの促進</b> (前略)社会福祉協議会と連携し、<b>地域住民等が集う拠点づくりの促進</b>を図ります。</p> <p>○<b>既存施設等の活用</b> (前略)多世代交流センターについては、子どもから高齢者まで誰もが集うことができる<b>地域福祉の拠点として活用</b>の促進を図ります。</p> <p>○<b>町会活動のあり方</b> 若い世代の加入促進や活動の活性化について、関係部局と連携を図りながら引き続き調査・研究を進め、将来的な町会活動のあり方を検討します。</p>
<b>1-2 地域福祉活動の活性化</b>				
		<p>(前略)地域生活課題に対する<b>身近な相談先</b>としては、民生委員・児童委員が地域住民等の一員として、<b>課題の解決に向けた支援や福祉サービスへのつなぎ役</b>として活動しているほか、在宅福祉委員とともに地域の高齢者や障がい者等に対して訪問による安否確認等を行っています。さらに、市内10か所に設置している<b>地域包括支援センター</b>では、地域住民等と連携しながら高齢者の相談・支援を総合的に行っています。(後略)</p>	<p><b>民生委員・児童委員、在宅福祉委員については、現在、多くの役割</b>を担っていますが、高齢化が進んできていることから、<b>地域福祉コーディネーターなどの効果的な活用により負担の軽減を図る</b>ことが必要です。(中略)これらの企業と連携することで地域福祉活動の活性化に努めます。</p>	<p>○<b>地域資源の活用</b> (前略)社会福祉協議会が地域福祉コーディネーターの派遣を働きかけるほか、<b>地域包括支援センター</b>に配置している生活支援コーディネーターの効果的な活用により、地域福祉活動の活性化を促し、新たな人材の養成を推進することで担い手の確保にも努めます。</p> <p>(省略)</p>
<b>1-3 地域住民等と支援関係機関の連携</b>				
		<p>本市では、社会福祉協議会や<b>地域包括支援センター</b>、障害者相談支援事業所、民生委員・児童委員、在宅福祉委員会、町会などの連携が進んでおり、自らが解決に向けた支援を行うことが困難な課題については、<b>より専門的な支援関係機関につなぐネットワーク</b>が構築されてきていますが、地域住民等からは、<b>地域にある課題についてどこに相談してよいかわからないという意見</b>もあります。</p> <p>そのため、地域社会で今後さらに増加すると考えられる<b>地域生活課題の解決に向けて、地域住民等の見守りや支え合いなどにより、早期発見から適切な支援につなげる</b>ためには、地域住民等と支援関係機関のさらなる連携の強化が重要となります。</p> <p>また、災害時の避難行動要支援者への対応については、地域における対象者の把握、日常からの見守り活動や様々な場面での支援体制の充実が必要となります。</p>	<p>地域生活課題の解決に向けては、<b>地域住民等と支援関係機関の連携が重要</b>となることから、その強化に向けた施策に取り組めます。</p>	<p>○<b>地域住民等と支援関係機関との連携体制の強化</b> (前略)<b>地域包括支援センター</b>、成年後見センター、自立支援協議会などでは、それぞれ高齢者、判断能力が不十分な方、障がい者という<b>対象者ごとに支援関係機関と連携を取りながら課題の解決に向けて取り組んでいる</b>ほか、医療・介護連携支援センターでは切れ目のないサービス提供体制を構築するため、分野を超えて協働し、連携のしくみやルールづくりにも取り組んでいることから、今後さらにこれら連携体制の強化を図ります。</p> <p>○<b>身近な相談窓口の周知および連携体制の強化</b> 地域住民等が身近な相談窓口気軽に相談できるよう、<b>窓口の役割や機能について周知</b>に努めるとともに、<b>分野をまたぐ課題</b>についても各窓口の連携によって、適切な支援につながるよう体制の強化を図ります。</p>

基本 目標	基本 施策	現状と課題	施策の方向性	具体的な取り組み
				<p>○<b>支援関係機関の普及・啓発</b> 地域住民等が支援関係機関に<b>気軽に相談できるよう、その役割や機能について周知</b>するとともに、どこへ相談しても関係機関の連携によって適切な支援に結びつく体制の強化を図ります。</p> <p>○<b>地域包括支援センター</b>の周知および地域住民等との連携 <b>地域包括支援センター</b>は、高齢者を対象とした地域包括ケアシステムの中核機関として総合的な相談支援業務を行っています。今後においても高齢者あんしん相談窓口としての周知や、地域住民等との連携に努めます。</p>
<b>2：安心して暮らせる地域づくり</b>				
<b>2-1 制度の狭間の課題への対応</b>				
		<p>(前略)地域社会では、公的サービスに馴染まないちょっとした困りごとや、<b>分野ごとの支援関係機関の連携が必要となるような複合的な課題</b>が顕在化しています。</p> <p>これらを解決するためには、<b>高齢者等に対する見守りや支え合いなどの支援、ひきこもりの方に対する状況に応じた支援や関係機関との連携、障がい者等の地域生活への移行の促進</b>を図るうえで、差別や誤解をなくすための啓発などが大切になります。</p> <p>また、罪を犯した矯正施設退所者等が、再犯をせず地域社会の一員として生活をしていくためには、従来より更生保護を担ってきた保護司をはじめとして地域住民等が連携し、必要な支援につなげる仕組みづくりが大切になります。</p>	<p>意識調査では、<b>日常生活を営むうえで何らかの手助けが必要の方が増えているとの回答が多い</b>ことがわかりますが、今後、地域では、<b>公的サービスに馴染まないような地域生活課題がさらに増加</b>していくおそれがあることから、その対応に向けた施策に取り組めます。</p>	<p>○<b>地域生活課題の把握等</b> 高齢者の孤立を防ぎ、支援が必要な方を早期に把握するため、<b>地域包括支援センター</b>では、高齢者宅を訪問し生活状況等の確認を行うとともに、地域住民等の参画により地域ケア会議を開催し、高齢者やその家族に対する支援の充実と、地域生活課題の把握等に取り組んでいます。(後略)</p> <p>(省略)</p> <p>○再犯防止に向けた取組 (前略)必要に応じた福祉サービスの提供や<b>自立相談支援事業による支援</b>など、矯正施設退所者等が地域社会において円滑な社会復帰を実現するための支援を行っていきます。</p>
<b>2-2 権利擁護に対する支援</b>				
		<p>(前略)</p> <p>近年、児童虐待の相談対応件数が増加していますが、この要因として市民意識の向上や児童が同居する家庭におけるドメスティックバイオレンス（面前DV）について、警察からの通告が増加したことが考えられています。</p> <p>このように様々な権利擁護の施策が取り組まれている中で、成年後見制度の普及や利用促進については、意識調査の結果や、制度の利用者数からもさらなる取組が必要な状況となっています。</p>	<p>高齢者や障がい者および子どもの権利擁護を図るためには、<b>虐待防止に関する啓発や成年後見制度の適切な活用などが必要</b>なことから、その対応に向けた施策に取り組めます。</p>	<p>○<b>虐待の防止</b> 高齢者や障がい者および子どもに対する虐待防止の啓発、<b>虐待の早期発見</b>や適切な保護・支援を行うための連携体制の強化に取り組めます。</p> <p>○<b>成年後見制度の普及・啓発および利用促進</b> 本市における「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、成年後見センターを中核機関として関係機関による連携体制を構築するなど体制強化を図ります。</p>

基本 目標	基本 施策	現状と課題	施策の方向性	具体的な取り組み
		<p><b>2-3 適切な福祉サービスの提供</b></p> <p>地域には、何らかの福祉サービスを必要としながらも、<b>社会的な孤立や情報を得る手段を持たないことにより、サービスの利用ができない方</b>がいます。</p> <p>このような方たちに必要な福祉サービスを提供するためには、地域住民等による日頃からの見守りや支え合い、また社会福祉協議会、民生委員・児童委員および<b>地域包括支援センター</b>などによる早期支援のための<b>アウトリーチが重要</b>となるほか、福祉サービス利用者の権利や利益を擁護するための仕組みも必要となります。</p>	<p><b>必要があるにも関わらず、何らかの理由により福祉サービスが利用できない方に対するサービスの提供。</b> サービス利用者の権利等の擁護を図るための施策に取り組みます。</p>	<p>○<b>要支援者の早期発見・早期対応</b></p> <p>社会福祉協議会、民生委員・児童委員、障害者相談員および<b>地域包括支援センター</b>などの連携を通じて、<b>福祉サービスを必要とする方の早期発見から適切な対応につなげるよう引き続き努める</b>とともに、<b>出前講座の実施、広報紙等を活用した周知</b>のほか、ボランティアの養成などにより、地域住民の意識の向上を図ります。</p> <p>(省略)</p>
		<p><b>2-4 生活困窮世帯への支援</b></p> <p>(前略)2015年（平成27年）4月に<b>生活困窮者</b>自立支援法が施行されたことに伴い、本市では、<b>経済的な困窮や社会的な孤立</b>により、今後の生活に不安を感じる方の相談窓口を設置し、生活保護に至る前の方々を対象に、庁内関係部局や関係機関と連携し、経済的・社会的な自立に向けた支援を行っています。(中略)</p> <p>また相談者は、<b>失業や疾病、高齢、障がい、多重債務、ひきこもりなどの課題を複合的に抱えている場合がある</b>ので多機関の連携による協力体制の構築がより重要となっています。</p>	<p>経済的な困窮や社会的な孤立など、<b>生活困窮に陥る要因は様々であり、誰もがそのような状況に陥る可能性があります。</b>そのため、本市では引き続き関係機関との連携を図りながら制度の適切な運営に努めます。</p>	<p>○<b>生活困窮者</b>自立支援法に基づく支援</p> <p>◇<b>自立相談支援事業</b></p> <p>相談支援員が相談内容に基づき、問題点を整理しながら、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、就労支援や各種制度の活用について支援を行います。</p>
		<p><b>2-5 自殺防止のための対策</b></p> <p>(前略)本市の自殺者数については、増減はあるものの減少傾向にあり、2008年（平成20年）の91人から2017年（平成29年）の47人と約半数になりましたが、<b>人口10万人あたりの自殺死亡率は、全国や北海道より高い数値で推移している</b>ことから、決して楽観できる状況ではありません。</p>	<p><b>自殺は、個人の自由な意思の選択の結果ではなく、その多くが様々な悩みにより心理的に追い込まれた末の死であり、その多くは防ぐことができる社会的な問題</b>として認識する必要があります。(後略)</p>	<p>○重点課題</p> <p>①高齢者を対象とした、きめ細やかな自殺対策</p> <p>②<b>生活困窮者</b>に対する生活支援の視点をもった自殺対策</p> <p>③すべての人が働きやすい環境づくり</p> <p>(省略)</p>
		<p><b>3：誰もが参加できる地域づくり</b></p> <p><b>3-1 地域福祉に対する意識の醸成</b></p> <p>(前略)このような<b>地域とのつながりをきっかけとして、地域生活課題の解決に向けた主体的な取組を、「支え手」「受け手」という関係を超えて行っていくことが地域福祉の推進</b>に結びつきます。(後略)</p>	<p>本市では、地域住民等が主体となったサロン活動や子ども食堂などの地域福祉活動は増えてきており、一定程度、地域福祉の重要性は理解されていると考えられますが、<b>若い世代を中心にさらなる意識の醸成が求められる</b>ことから、引き続き啓発に取り組みます。</p>	<p>(省略)</p> <p>○<b>コミュニティ・スクールとの連携</b></p> <p>学校運営に地域の声を積極的に生かすため、学校運営協議会を設置した学校（<b>コミュニティ・スクール</b>）との連携を図りながら、<b>福祉教育に係わる豊かな学びや体験の機会の工夫を図り、子どもや若い世代に「地域福祉」という考え方が浸透</b>するよう努めます。</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p>